

緑ヶ丘小学校施設建て替え整備基本計画

令和5年4月

厚木市

目次

第1章 基本計画の背景と目的

1 背景

- (1) 本市の学校施設について……………1
- (2) 施設建て替え整備基本計画の位置付け……………1

2 目的……………1

第2章 施設整備校の概要

1 地域・地区の概要……………2

2 学区域及び周辺公共施設……………2

3 児童数・学級数の変化……………3

4 浸水想定……………3

5 施設整備校の現況……………4

第3章 基本計画

1 基本方針……………7

(1) 施設整備のコンセプト……………7

(2) 整備に向けた六つの視点……………7

2 今後求められる学習環境……………9

(1) 多目的スペース及び少人数教室の活用による多様な学習環境への柔軟な対応……………9

(2) 学習や生活の困難を克服するための支援を行う特別支援学級……………9

(3) 日本語指導の充実を図る国際教室……………9

(4) 地域と学校の連携・協働を効果的、継続的に行うための地域連携施設……………9

(5) 将来のニーズの変更に柔軟に対応できる施設整備……………10

(6) 将来の間仕切り変更に対応可能な構造……………10

3 施設の要求性能・整備水準の設定……………11

(1) 普通教室の広さの検討……………11

(2) 学級数の設定……………11

(3) 必要な教室数及び諸室数の設定……………12

(4) 各諸室等の整備方針……………13

(5) 防犯・安全対策の整備方針……………14

(6) 地域連携施設の整備方針……………14

(7) 避難拠点としての整備方針……………14

(8) 施設整備校の特徴をいかした整備方針……………14

(9) 環境負荷低減・ICT化の整備方針……………14

(10) その他検討すべき事項……………15

4 施設建て替え整備の概要	15
(1) 建物配置	15
(2) 事業手法の検討	15
(3) 計画施設の予定規模	17
(4) 構成諸室	17
(5) ゾーニング計画	17
(6) 建物配置図・平面図・立面図・断面図	18
(7) 事業スケジュール	21
(8) 建て替え手順の検討	22

第1章 基本計画の背景と目的

1 背景

(1) 本市の学校施設について

市立小・中学校施設は、本市が保有する公共建築物における床面積の約半数を占めており、令和4（2022）年度時点で、54.2%の建物が築40年以上経過するなど、老朽化が進んでおり、令和6（2024）年度から令和16（2034）年度までの11年間に於いて13校で17棟の校舎や体育館が更新時期を迎えるため多額の整備費用が掛かります。

また、学校教育におけるICT^{※1}化や国際化の進展、少人数教育の推進等に伴い必要となる機能や諸室の増加、放課後における児童の居場所としての役割や地域の防災拠点としての重要性の高まりなどに加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策など、児童の健やかな学びを保障していくための「新しい生活様式」に合った整備も求められています。

本市では、令和4（2022）年2月に改定した「厚木市公共施設最適化基本計画」において、鉄筋コンクリート造（RC造）及び重量鉄骨の鉄骨造（S造）の建築物については、建築物の劣化に係る現地調査を踏まえつつ、長寿命化改修の実施を条件に、建物全体の望ましい目標耐用年数の範囲の最長である80年にすることで、既存施設の有効活用と集中する更新時期の平準化を図ることとしました。ただし、昭和46（1971）年の建築基準法改正前の鉄筋コンクリート造の建築物は、経済性等の観点から長寿命化に適さないため、目標耐用年数を60年とするとともに、昭和47（1972）年以降に建築された鉄筋コンクリート造のうち、コンクリートの圧縮強度が13.5N/mm²未満の建築物についても、長寿命化に適さないことから目標耐用年数を60年としました。

また、同計画において、公共建築物の更新時期については、原則、目標耐用年数とし、施設の適正配置を進める中では、目標耐用年数よりも早い段階で施設の更新時期を設定する必要があることを位置付けました。

(2) 施設建て替え整備基本計画の位置付け

市の最上位計画である「厚木市総合計画」はもとより、市の教育振興のための施策に関する基本的な計画である「厚木市教育振興基本計画」のほか、「厚木市公共施設最適化基本計画」や関連する個別計画、「厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」などとの整合又は連携を図るとともに、市立小・中学校の施設整備を進めるための計画及び設計における基本的な考え方や留意事項等を定めた「厚木市立・小中学校施設整備指針」に基づき、緑ヶ丘小学校の施設建て替え整備における校舎面積、必要諸室、施設設備や配置などの基本的な考え方を取りまとめ、学校施設の全体像を示す計画を策定するものです。なお、基本計画策定に当たりましては、学校教職員、児童、その保護者や地域住民の皆様の思いを幅広く反映した施設づくりを推進するため学校関係者調整会を設置しました。

2 目的

緑ヶ丘小学校の東棟校舎は令和7（2025）年度に施設の目標耐用年数（60年）を迎えることから、建て替え費用の削減・平準化を図りながら、将来にわたって子どもたちの学校生活における安全を確保するとともに、これからの教育活動に対応できる将来を見据えた汎用性の高い学校施設を整備するため、施設建て替え整備基本計画を策定するものです。

※1 ICT

情報・通信に関する技術の総称で、多くの場合、ICTは「情報通信技術」と和訳されます。

第2章 施設整備校の概要

1 地域・地区の概要

住居表示	神奈川県厚木市緑ヶ丘4-1-1	建ぺい率	60%+10% (角地緩和)
地名地番	神奈川県厚木市緑ヶ丘4丁目1番2	容積率	200%
敷地面積	20,551.65㎡	防火地域	準防火地域
都市計画区域	市街化区域	斜線制限	道路斜線1.25/1、隣地斜線1.25/1 H=20m
用途地域	第一種中高層住居専用地域	日影制限	高さ10m超：4時間- 2.5時間- 4m
前面道路	42条1項1号 南東側市道：13m		

2 学区域及び周辺公共施設

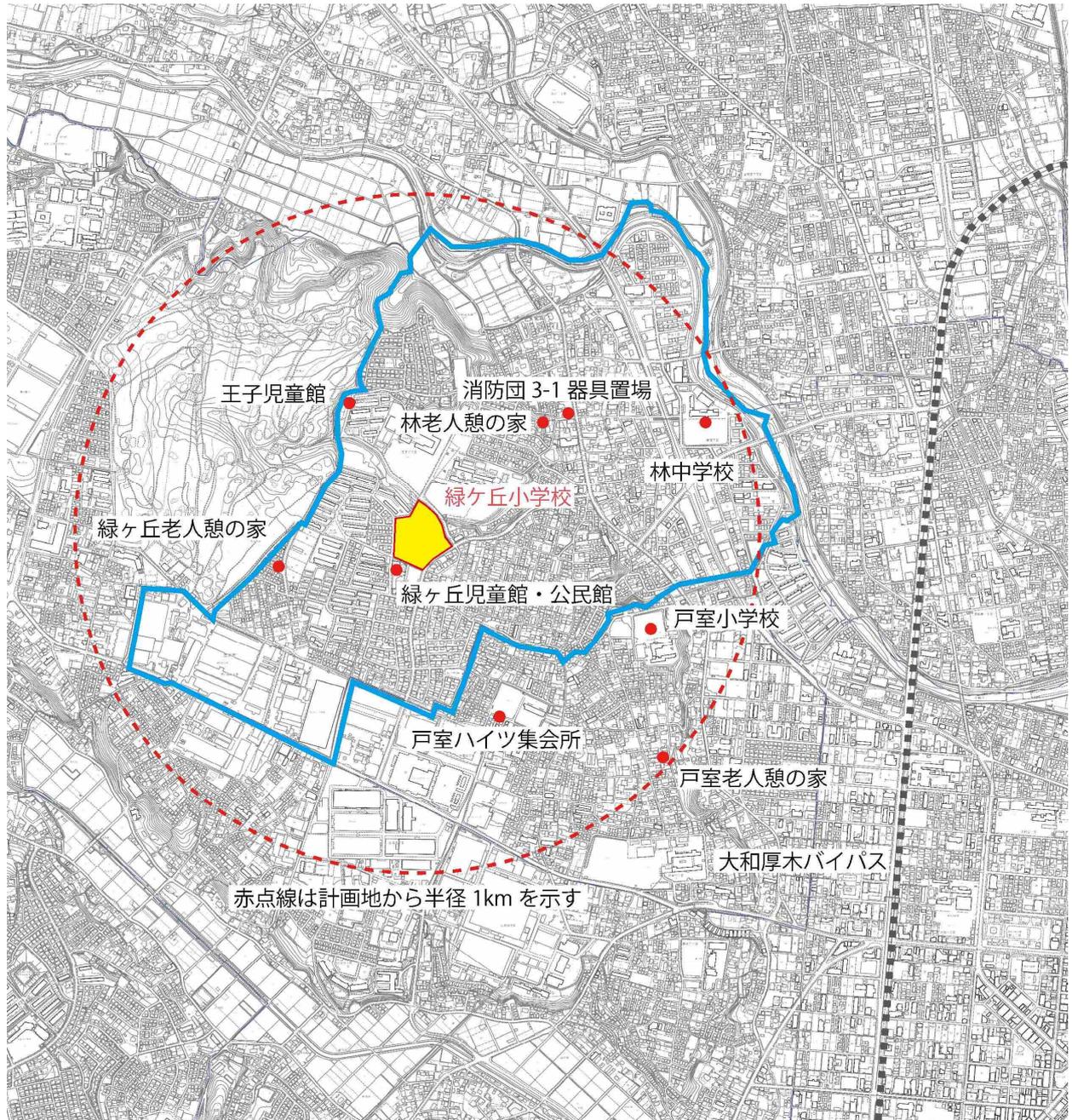


図2-1 学区域及び周辺公共施設

3 児童数・学級数の変化

緑ヶ丘小学校の児童数は、令和4（2022）年度から令和13（2031）年度にかけて79人の減少が予測されています。また、学級数は、令和5（2023）年度の29学級をピークに減少傾向に変わり、令和10（2028）年度には23学級に減少する予測となっています。

なお、特別支援学級の児童数及び学級数については、将来推計値では減少する予測ですが、平成26（2014）年度から令和4（2022）年度までの推移（実績）においては、増加傾向となっています。



出典：児童・生徒及び学級数将来推計【学校別】（令和4年度推計）

図2-2 緑ヶ丘小学校の児童数・学級数の将来推計

表2-1 児童数・学級数将来推計(令和4年度版)

		令和4年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
児童数	※右欄は特学うち数	633	603	579	565	556	554
学級数	通常	20	19	18	18	18	18
	特学	7	6	5	5	5	5

出典：「児童・生徒及び学級数将来推計【学校別】（令和4年度推計）」の表より抜粋

表2-2 特別支援学級の児童数・学級数の推移（実績値）

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
児童数	推計値	10	10	11	12	11	11	12	12	12
	実績値	10	13	15	19	26	28	39	41	46
学級数	推計値	2	3	3	3	3	3	3	3	3
	実績値	2	3	4	5	4	5	5	6	7

※推計値は、特別支援学級の児童数・学級数将来推計（平成26年度版）による。

4 浸水想定

「厚木市洪水浸水ハザードマップ」によると、緑ヶ丘小学校敷地は洪水浸水想定区域に該当しません。

5 施設整備校の現況

緑ヶ丘小学校の東棟校舎は令和7（2025）年度に、西棟校舎は令和12（2030）年度に更新時期を迎えます。

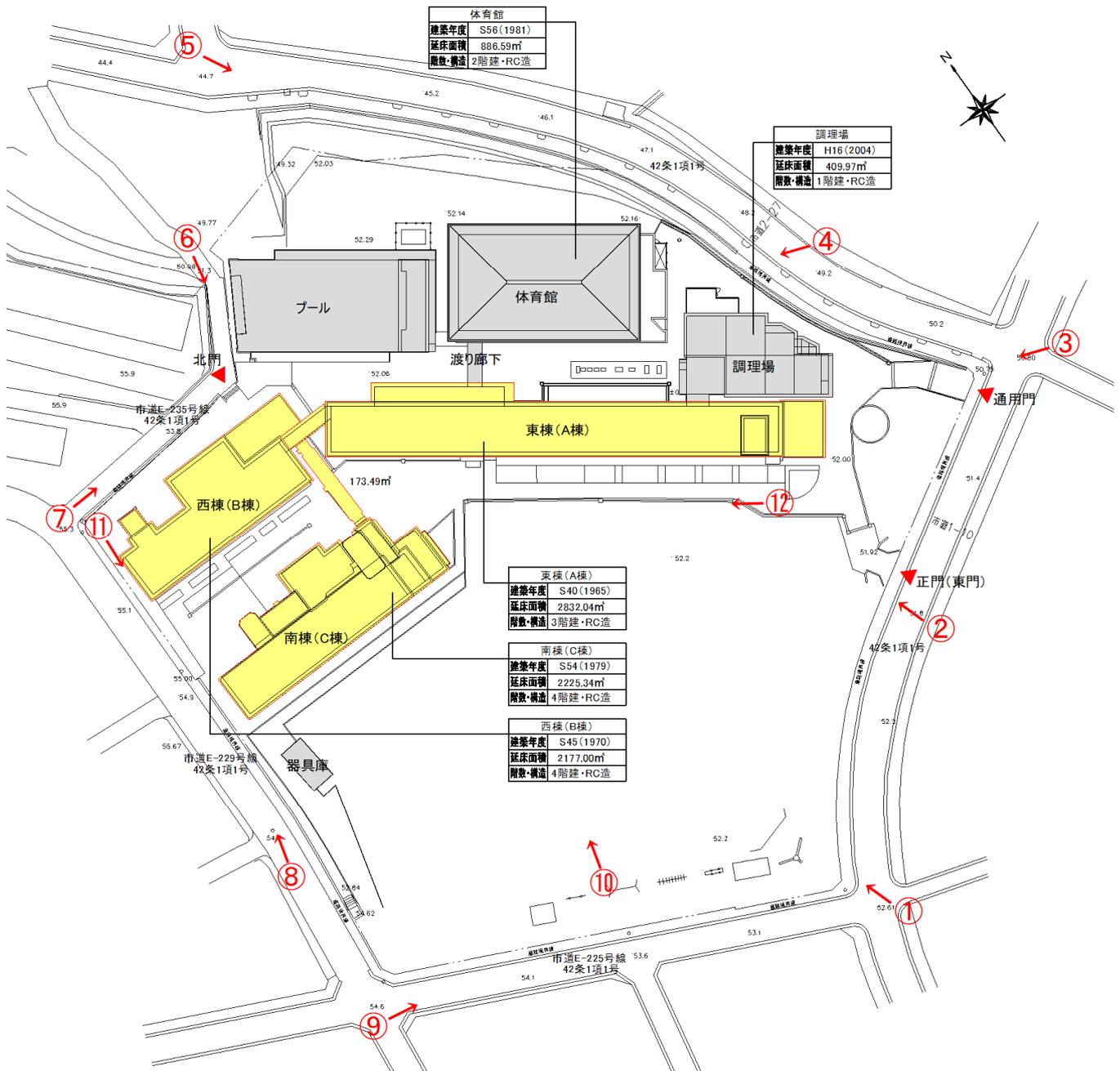


図 2 - 3 施設整備校の現況

表 2 - 2 緑ヶ丘小学校の学校施設老朽化状況 ※築年数は、2022 年度を基準にした年数です。

棟名	構造	階数	延床面積	建築年度	築年数	目標耐用年数	更新時期
東棟	RC	地上3階	2,832.04㎡	S40(1965)	57	60	R7(2025)
西棟	RC	地上4階	2,177.00㎡	S45(1970)	52	60	R12(2030)
南棟	RC	地上4階	2,225.34㎡	S54(1979)	43	80	R41(2059)
体育館	RC	地上2階	886.59㎡	S56(1981)	41	80	R43(2061)
調理場	RC	地上1階	409.97㎡	H16(2004)	18	80	R66(2084)

現況写真（番号は前項の撮影位置を示す）



①南側交差点



②東側 正門



③東側通用門



④東側道路の下がり始め付近



⑤緑ヶ丘桜公園付近の高低差



⑥プール脇の階段からの西棟



⑦北門



⑧西側の道路から西棟を撮影



⑨南側道路



⑩校舎全景



⑪西棟の西側高低差



⑫正門から校庭を撮影

敷地周辺の特徴

- ・敷地内は平坦だが、敷地の西側と北側で、周辺との高低差が非常に大きい。そのため、敷地内への工事車両や児童等の入り口を設けられるエリアが限られている。
- ・敷地の東側、西側は、住宅が多く立ち並んでいるが、南側はコンビニエンスストアなどの商業施設がある。また、敷地の北側には厚木東高校、厚木商業高校が、北西の階段を降りた先には緑ヶ丘さくら公園がある。
- ・敷地の東側の住宅地は戸建て住宅が多いが、西側には公営住宅団地がある。
- ・既存西棟校舎・南棟校舎の西側は、道路の地盤が高く、擁壁に囲まれており、暗い印象を受ける。
- ・児童の出入口は主に正門及び北門を使用している。敷地へのその他の出入口としては、交差点に面する通用門があり、給食調理場への搬入経路や来校者等の駐車場への出入口も兼ねているが、危険であるため、別の場所への整備が求められている状況である。北門に車両用の出入口があるが、前面道路が非常に狭くなっている。また、敷地南西に道路から下る階段が設置されているが、通常は使用されていない。
- ・敷地から1 km 以内の範囲には、緑ヶ丘公民館、緑ヶ丘児童館、王子児童館、林老人憩の家、緑ヶ丘老人憩の家、戸室老人憩の家、戸室ハイツ集会所等がある。

第3章 基本計画

1 基本方針

(1) 施設整備のコンセプト

緑ヶ丘小学校の特徴をいかした新しい学校とするため、児童・保護者アンケートの結果を基に施設整備のコンセプトを次のとおり定めます。

「緑と笑顔あふれる あたたかい学校」

(2) 整備に向けた六つの視点

施設整備に当たっては、これからの教育活動に必要な施設機能や良好な教育環境を確保するため、「厚木市立小・中学校施設整備指針」に基づき、次の六つの視点に留意して整備します。

①児童が安心して安全に快適な生活を送ることができる学校

- ア 耐震性の向上や防犯対策、感染症対策等に努め、児童、教職員及び地域住民の誰もが安心して安全に利用できる学校とします。
- イ 学習の場であるのみならず、児童の生活の場であることに留意し、日照、採光、通風、換気、気温、湿度などの快適性や、心と体の健康を支える保健衛生に配慮した学校とします。
- ウ 地震や浸水等に対する防災機能の強化、バリアフリー^{※1}化の推進やユニバーサルデザイン^{※2}の採用などに配慮した学校とします。

②今日的な教育ニーズに対応した学校

- ア 新学習指導要領で示されている「主体的・対話的で深い学び」を実現するため、多様な学習形態や集団による活動が可能となる学校とします。
- イ 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育^{※3}、外国人児童の受入れや国際化の進展を踏まえた国際理解教育、情報活用能力の育成や校務情報化に向けたICT化の推進など、今日的な教育ニーズに対応した学校とします。
- ウ 保護者や地域住民が学校と共に知恵を出し合いながら教育活動の充実や学校課題の解決を推進するなど、地域と学校が協働して活動できる学校とします。

③児童・学級数の動向等を見据えた学校の整備

- ア 児童数の推移や将来の推計を踏まえ、現状だけでなく、将来を見据え、適切な規模での整備を行います。
- イ 通常学級、特別支援学級など、児童数に加え学級の種類や数などに留意し整備を行います。

④地域コミュニティの場としての学校

- ア 学校施設は、教育施設であるとともに、地域コミュニティを形成する市民にとって身近な公共施設であることから、地域のニーズに合わせ、周辺にある公共施設の複合化などを検討し、学校・家庭・地域の連携・協働により、子どもたちの豊かな学びを創造し、地域の絆をつなぐ地域コミュニティの場となる学校とします。
- イ 周辺環境への影響を抑制するとともに、地域の歴史や文化、街並みとの調和などに配慮した学校とします。
- ウ 災害時の避難所機能に配慮した学校とします。

⑤環境に配慮した学校

- ア 再生可能エネルギーの導入、高断熱性の確保や高効率機器の導入を進めるとともに、工事に当たっては再生可能な材料の使用、仮設物や施工方法の簡略化など、環境負荷の低減や自然との共生等に配慮した学校とします。
- イ 「厚木市公共施設における木材の利用の促進に関する方針」に基づき、木材利用の促進を図るため、施設の木質化などに配慮した学校とします。

⑥公共施設最適化の視点を踏まえた学校の整備

- ア 「厚木市公共施設最適化基本計画」、関連する個別計画などに基づくとともに、「厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」と連携し、計画的に整備します。
- イ 限られた事業費の中で必要な諸室、機能を効果的かつ効率的に整備します。
- ウ 施設のライフサイクルコスト^{※4}の低減及び長寿命化を図るため、高い耐久性、維持管理の容易性、将来の機能変化等への可変性に配慮した整備を行います。

※1 バリアフリー

もとは障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられます。

※2 ユニバーサルデザイン

バリアフリーは、障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方

※3 インクルーシブ教育

共生社会の実現に向け、障がいのあるなしにかかわらず、できるだけ全ての子どもが同じ場で共に学び、共に育つための教育

※4 施設のライフサイクルコスト

施設の計画、設計、施工から、維持管理、最終的な解体、廃棄までに要する費用の総額

2 今後求められる学習環境

(1) 多目的スペース及び少人数教室の活用による多様な学習環境への柔軟な対応

学習や教育の変化に対応し、主体的・対話的な学びができる施設とするため、チームティーチング※¹による学習、個別学習、習熟度別・少人数指導による学習、グループ学習等の活動及び児童の学習成果の発表など、多様な学習活動に対応できる多目的な空間を教室空間と隣接させて整備し、空間の連続性・一体性を確保します。

(2) 学習や生活の困難を克服するための支援を行う特別支援学級

特別な支援を必要とする児童が個に応じて安全かつ円滑に交流及び共同学習を行うことができるスペース等、適切な指導及び必要な支援を可能とする施設環境を確保します。

また、児童の増加傾向、年度による変動に対し、学級数の変化や配慮すべき施設環境の確保に柔軟に対応できるよう計画します。

(3) 日本語指導の充実を図る国際教室

外国籍の児童に加え、日本国籍ではあるものの日本語指導を必要とする児童も増加していることを踏まえ、個別にサポートができるスペースとして、国際教室を整備します。

(4) 地域と学校の連携・協働を効果的、継続的に行うための地域連携施設

家庭・地域・学校のつながりを一層深め、地域と学校の一体的推進を図り、地域全体で未来を担う子どもの健全育成を図るため、地域連携施設を整備します。

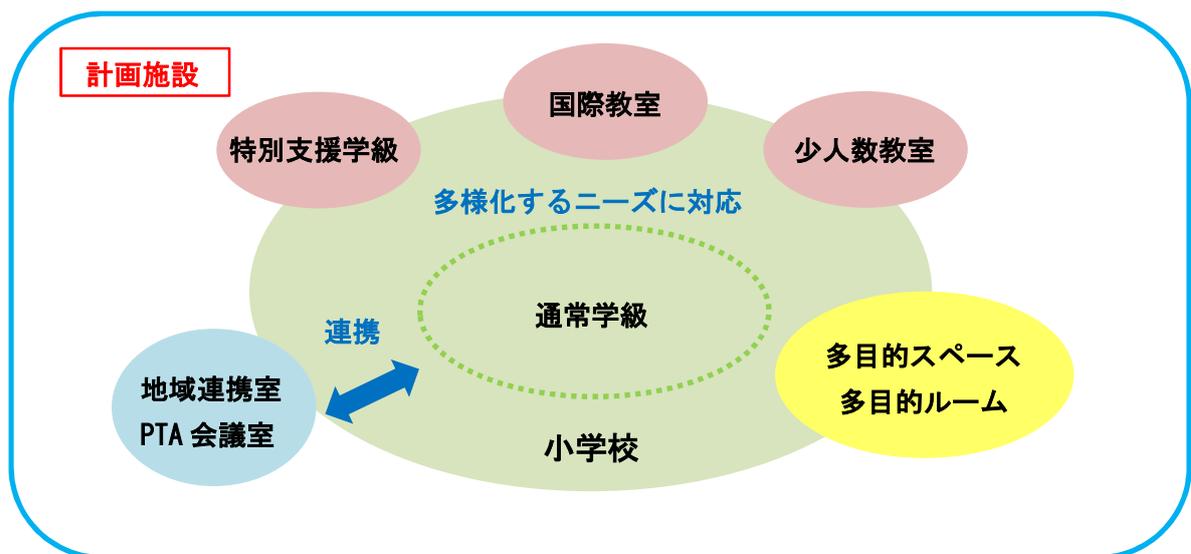


図3-1 施設のイメージ

※1 ティームティーチング

授業場面において、2人以上の教職員が連携・協力して一人一人の子ども及び集団の指導を行うこと。

(5) 将来のニーズの変更に柔軟に対応できる施設整備

基準階高を高くし、教室の天井高さを2.7mと既存の3.0mよりも低くすることで、電気・通信の配線の整備、将来対応が容易になります。既存校舎と接続するスロープなどについて工夫が必要となります。

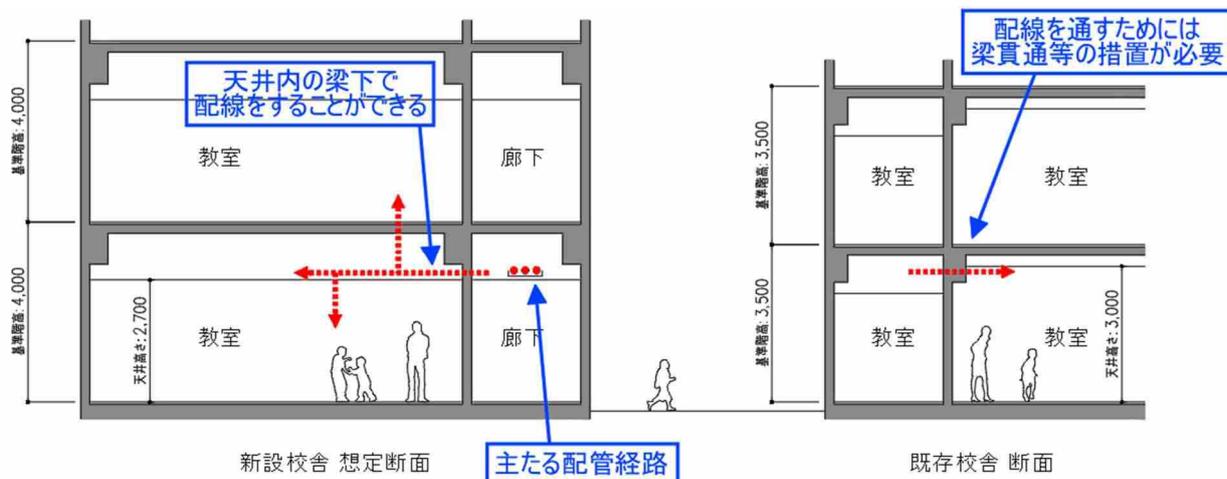
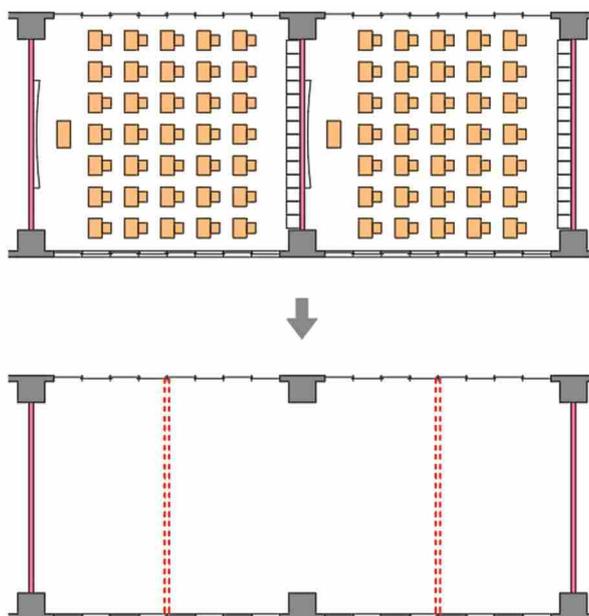


図3-2 梁と設備配線の取り合いイメージ

(6) 将来の間仕切り変更に対応可能な構造

校舎の構造形式を、耐震壁付ラーメン構造※1ではなく純ラーメン構造※2とすることで、将来的な間仕切り壁の変更にフレキシブルに対応できるようにすることが重要です。



例：将来児童数の変化に応じ、通常学級を少人数教室や特別支援学級などに変更

図3-3 間仕切り変更への対応イメージ

※1 耐震壁付ラーメン構造

水平力に対して耐震壁と柱梁で抵抗する構造形式

※2 純ラーメン構造

水平力に対して剛結した柱梁の骨組みで抵抗する構造形式

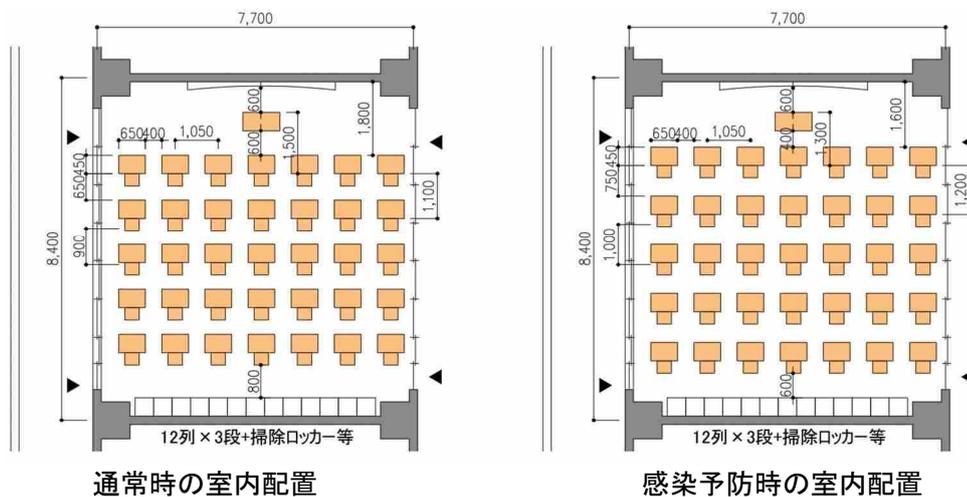
3 施設の要求性能・整備水準の設定

(1) 普通教室の広さの検討

普通教室の広さの検討に当たっては、昨今の机の大きさを見直す動き及び感染症対応の両側面から設定します。近年、学習用端末の導入や学校教育におけるICT化が進む中で、既存の教室で使われている従来の旧JIS規格（W600×D400）の机のサイズでは狭く、機器の活用がうまくいかないといった問題が生じているため、教科書、ノート等の教材の同時利用や、昨今の子どもたちの体格の向上も踏まえ、机のサイズを従来の旧JIS規格（W600×D400）から新JIS規格（W650×D450）とした場合の教室の面積の検討を行い、7.7m×8.4mを目安として整備します。また、感染症予防にも柔軟に対応するため、児童同士の間隔を1m程度確保できるよう考慮しました。

なお、普通教室の広さは今後の設計において、ロッカーなどの什器を含めたレイアウトを踏まえ、引き続き検討します。

統一のとれた学習環境を確保するため、各諸室の広さは、普通教室の広さを1コマとして検討を行います。



※広さの寸法は壁芯又は柱芯を基準とします。

図3-4 教室内の配置イメージ

(2) 学級数の設定

新校舎の供用を開始できる時期は、早くても令和9（2027）年度の3学期になることから、令和10（2028）年度の児童数・学級数将来推計値を基に検討を行い、確保すべき必要な教室数を次のとおり設定します。

- ・ 通常学級 20 室
- ・ 特別支援学級 10 室（5 コマ）

(3) 必要な教室数及び諸室数の設定

「厚木市立小・中学校施設整備指針」を基に、学校教職員、児童、その保護者など、学校関係者の皆様へのヒアリングを踏まえ、必要な諸室の数を次のとおり設定します。

表3-1 必要諸室数・コマ数

必要な教室、機能				数	広さ	総コマ数	必要な教室、機能						
普通教室等	通常学級			20	1.0	20.0	その他諸室	少人数教室（児童更衣室）			3	1.0	3.0
	特別支援学級			10	0.5	5.0		国際教室			1	1.0	1.0
特別教室	理科室			1	1.5	1.5		多目的スペース（情報・展示コーナー）			1	1.5	1.5
	理科準備室			1	0.5	0.5		多目的ルーム（多目的スペース）			2	2.0	4.0
	音楽室			1	1.5	1.5		教育相談室			1	0.5	0.5
	音楽準備室			1	0.5	0.5		PTA会議室			1	1.0	1.0
	図工室			1	1.5	1.5		地域連携室			1	1.0	1.0
	図工準備室			1	0.5	0.5		教材室			5	0.5	2.5
	家庭科室			1	1.5	1.5		配膳室			2	0.5	1.0
	家庭科準備室			1	0.5	0.5		防災備蓄倉庫			1	0.5	0.5
	図書室①			1	1.5	1.5	複合施設	放課後児童クラブ			2.5	1.0	2.5
	図書室②（学習コーナー）			1	1.0	1.0							
図書準備室			1	0.5	0.5								
管理諸室	校長室			1	0.5	0.5							
	校務センター（職員室・事務室）			1	2.5	2.5							
	保健室			1	1.0	1.0							
	会議室			1	1.0	1.0							
	印刷室			1	0.5	0.5							
	放送室			1	0.5	0.5							
	職員用更衣室			2	0.5	1.0							
	休憩室			1	0.25	0.25							
用務員室（給湯室）			1	0.5	0.5								

(4) 各諸室等の整備方針

ア 教室及び教室まわり

- (7) 温かみと落ち着きのある空間づくりや環境面に配慮し、内装を木質化するなど素材に配慮します。
- (イ) 学校生活に必要なスペースや多様な学習形態に対応できる広さと機能性を備えます。
- (ロ) ICTを日常的に活用できる環境を確保します。
- (ハ) 黒板が見えやすいように、上下可動式とするなど、配置及び設置方法に配慮します。
- (ニ) 机・椅子、ロッカーなどの備品は、教材などがB5サイズからA4サイズに移行していることを踏まえ、新JIS規格を採用します。また、備品整備に当たっては、可変性や収納性に配慮します。

イ 図書室

- (7) 読書のほか、ICT環境やメディア教材を活用する学習・情報センターとしての機能や、少人数学習を含め多様な学習活動や展示などに対応できるスペースを確保します。

ウ 校務センター（職員室及び事務室）・校長室等の管理諸室

- (7) 防犯・安全面、諸室配置の最適化などの観点から、1階を中心に配置します。
- (イ) 来校者や児童の昇降口が見渡しやすい配置とします。
- (ロ) 校長室は校務センターに隣接する配置とし、内部で往来できるようにします。
- (ハ) 保健室は校庭や体育館などとのアクセスが良く、救急車等が近接できる配置とし、かつ、校務センター及びトイレに近接した配置とします。

エ 特別支援学級

各学級の特性に配慮した上で、災害時における避難等を考慮し配置します。また、病弱児、肢体不自由児が安全に移動できるよう、必要に応じてスロープの設置などを検討します。

- (7) インクルーシブ教育の観点から、他の学級と生活の中で日常的に交流できる配置や動線に配慮します。
- (イ) 児童の特性や状態に柔軟に対応するため、間仕切りや備品等の配置を変更できる可変性が高いレイアウトとします。

オ 多目的スペース（多目的ルーム）

- (7) 総合的な学習の場として、多様な学習活動に対応できる仕様とします。
- (イ) 移動しやすく、折りたためる机及び椅子を配置します。

カ トイレ・手洗い場

- (7) バリアフリーや性的少数者配慮の観点から、男女共用で多機能なトイレを複数箇所に整備します。
- (イ) 自動水栓の設置など、感染症予防を図るとともに、清掃が容易で衛生管理に適した仕様とします。
- (ロ) 手洗い場は、混雑が生じないよう必要な水栓数を設置します。

キ 移動空間

- (7) 死角を無くし、安全性を向上させる観点から、昇降口の設置数は1箇所への集約を基本とします。ただし、災害時の避難経路の観点から必要な場合は、複数設置します。
- (イ) 車いす等で利用できるようスロープ等を設置します。
- (ロ) 階段は、安全な移動空間を確保するため、人数と動線に応じた適正な配置や幅を確保し、両側に手すりを設置します。
- (ハ) エレベーターは、校舎全体の配置を考慮し、アクセスしやすい場所に、校舎全体で1基以上

配置します。

(5) 防犯・安全対策の整備方針

- ア 不審者の侵入を抑止する機能などに配慮します。
- イ 事故や犯罪から児童を守ることができる安全性を確保し、安心して利用できる施設とします。
- ウ 防犯及び事故防止の観点から、できる限り教職員の死角にならないよう各施設を配置します。
- エ 災害発生時に児童が迅速に避難できる経路を考慮した配置とします。
- オ 施錠管理や警報ベルなどについては、セキュリティの向上及び使いやすさに配慮します。

(6) 地域連携施設の整備方針

- ア 地域連携室及びPTA会議室を設け、打合せや作業がしやすいスペースや機能を確保し
- イ 地域連携室及びPTA会議室は、夜間や休日などの利用も想定し、学校とのセキュリティを考慮し、既存校舎の1階部分に配置します。

(7) 避難拠点としての整備方針

- ア 既存校舎の1階部分を利用して防災備蓄倉庫を設け、地震や台風、集中豪雨、河川の氾濫などの自然災害に対して、高い防災機能を備えた施設とします。
- イ 学校が避難所等となる場合において、教育活動の再開期に、教育活動エリアと避難所エリアを分離できるとともに、双方の動線が交錯しないよう、普通教室群と体育館や特別教室の配置に配慮するなど、災害時の避難者受入れや地域防災拠点としての運営等を考慮します。

(8) 施設整備校の特徴をいかした整備方針

- ア 既存の樹木、遊具、卒業生の記念品や石碑など、継承できるものは安全性を確認し、可能な限り残置します。

(9) 環境負荷低減・ICT化の整備方針

- ア 内装又は外装に木材を利用するなど、施設の木質化を図ります。なお、使用する木材は、本市産木材又は神奈川県産木材の導入に努めます。
- イ 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、省エネルギー化や再生可能エネルギー導入を検討するとともに、環境教育の視点も含め整備します。
また、その取り組みのひとつとして、ZEB Ready^{※1}以上の認証取得を目標とします。
- ウ 樹木は、周辺環境への配慮や法令等との整合性、維持管理のしやすさを踏まえ、種類や数量、大きさ（高さ）を設定し、植栽します。
- エ 多様な学びやリモートでのコミュニケーションなどに対応できるようICTを日常的に活用できる環境整備に配慮します。

※1 ZEB Ready

ZEBは、Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、「ゼブ」と呼び、施設の省エネルギー化、再生エネルギーの導入により、年間一次エネルギー消費量ゼロを目指した建物で、ゼロエネルギーの達成度に応じカテゴリーが定義され、ZEB Readyは、施設の省エネルギー化により、基準一次エネルギー消費量から50%以上の一次エネルギー消費量の削減を実現している建物

(10) その他検討すべき事項

- ア 児童数の状況に応じて柔軟に対応できるよう、建物の解体や減築、他の用途への転用がしやすい構造や工法を検討します。
- イ 交換可能な普及材の使用や建物を複雑な形状にしない等、日々の清掃やメンテナンスが容易な、建物の維持管理に配慮した施設とします。
- ウ 児童数の変化に応じて、間仕切り壁等の変更をフレキシブルに対応できるよう可変性を考慮します。
- エ 施設建て替えに当たり、学校から半径1キロメートル以内に位置する中依知児童館の複合化について、再整備方針を検討しています。児童館を複合化する際は、学校運営に支障がないよう、動線やセキュリティなどについて、引き続き検討します。

4 施設建て替え整備の概要

(1) 建物配置

これまでの設定条件等を踏まえて、校舎配置の検討を行いました。建物の老朽化の度合いから、施設の更新時期を迎える東棟校舎1棟のみの建て替え、更新時期の近い西棟校舎と2棟の建て替えについて、メリット・デメリットを整理した上で比較検討を行いました。なお、検討する2棟以外の施設については、目標耐用年数が80年に設定されており、更新時期まで30年以上あることから、既存施設の有効活用と集中する更新時期の平準化を図る本市の方針により、建て替え対象としないこととしました。

検討結果は16ページのとおり、工事中及び整備後における学校運営及び近隣環境への影響を考慮するとともに、安心・安全で快適な教育環境を確保するため、仮設校舎を設置した上で2棟を集約して1棟の校舎を現校舎位置に建て替える案が最適と判断しました。最適案の選定理由としては、仮設校舎の設置費用は掛かるものの、整備後において他施設との連絡導線等が整理できるため、円滑な学校運営と安全性が確保できます。また、共用部（昇降口、階段、エレベーター、トイレ等）の規模を縮減できるとともに、スケールメリット※1が得られ、建設後の維持管理費についても縮減することができます。

(2) 事業手法の検討

緑ヶ丘小学校の施設建て替え整備に係る事業方式は、民間活力導入可能性調査結果等を踏まえ、様々な視点から総合的に判断した結果、設計及び施工を一括発注する、DB方式を採用します。

なお、これからの教育活動に対応できる将来を見据えた、より良い学校施設を整備するため、学校関係者の意見を丁寧に聴きながら基本設計を行う必要があることや、建て替え対象施設の目標耐用年度等を踏まえたスケジュールを考慮し、基本設計及び既存校舎の解体設計を分離して発注した後、実施設計及び施工を一括発注する「DB（詳細設計付）方式」により、事業を進めます。

※1 スケールメリット

規模を大きくすることで得られる利益のこと。

今回は、2棟の校舎を個別に建て替える場合と比較し、2棟を一体的に集約して建て替えることで建設費用が抑えられる。

	東棟校舎(1棟)建て替え案		東棟校舎+西棟校舎(2棟)建て替え案	
番号	①案	②案	③案	④案
概略図				
仮設校舎	あり	なし	あり	なし
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ① 整備後において他施設との連絡導線が変わらないため、学校運営への影響が少ない。 ② 近隣環境への影響(日照、通風、騒音等)に大きな変化がない。 ③ 普通教室を南向きに配置できるため、良好な学習環境が確保できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 工事中は、既存校舎を使用できるため、学校運営への影響が少ない。 ② 仮設校舎を設置する必要がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 整備後において他施設との連絡導線等が整理できるため、円滑な学校運営と安全性が確保できる。 ② 近隣環境への影響(日照、通風、騒音等)に大きな変化がない。 ③ 棟別の建て替えと比較し、東棟校舎と西棟校舎を一体的に整備することにより、施設規模を縮減できる可能性が高くなるとともに、スケールメリットが期待できる。 ④ 普通教室を南向きに配置できるため、良好な学習環境が確保できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 工事中は、既存校舎を使用できるため、学校運営への影響が少ない。 ② 仮設校舎を設置する必要がない。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ① 仮設校舎の設置・除去が必要となる。 ② 工事中は、給食の提供に支障が生じる。 ③ 1棟ずつ建て替える場合の整備費用は、複数棟建て替えと比較すると高くなる。 ④ 1棟ずつ建て替える場合は、工事に伴う影響がその都度発生するため、学校運営や近隣環境への影響が長期化する。 ⑤ 東棟校舎建て替え後に西棟校舎を建て替える場合、工事車両(大型)のルートが確保できないため、建て替え工事が困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 整備後において他施設との連絡動線が長くなり、学校運営への影響が大きい。 ② 施設間の渡り廊下が長くなることから、全体的な施設規模の縮減は見込めない。 ③ 敷地内に余分なスペースが生じてしまい、グラウンドや校舎周辺の有効活用が出来ない。 ④ 1棟ずつ建て替える場合の整備費用は、複数棟建て替えと比較すると高くなる。 ⑤ 1棟ずつ建て替える場合は、工事に伴う影響がその都度発生するため、学校運営や近隣環境への影響が長期化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 仮設校舎の設置・除去が必要となる。 ② 工事中は、給食の提供に支障が生じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 整備後において他施設との連絡動線が長くなり、学校運営への影響が大きい。 ② 近隣環境への影響(日照、通風、騒音等)が発生するおそれがある。 ③ 東棟校舎と西棟校舎を一体的に整備することにより、棟別の建て替えと比較し、新校舎の施設規模を縮減できる可能性はあるが、施設間の渡り廊下が長くなることから、全体的な施設規模の縮減は見込めない。 ④ 普通教室が東向き又は西向きとなるため、良好な学習環境が確保できない。 ⑤ 新校舎の影響により、校庭が狭くなるとともに、校庭(一部)の日照時間が短くなるため、降雨後や降雪後に校庭が乾きにくく授業等に支障を来す可能性がある。 ⑥ 新校舎南東側は、近隣住宅の生活視線と重なるなど、住民の生活環境に影響を及ぼす可能性がある。
評価	○	×	◎	○

凡例

- 新設校舎
- 既存校舎(改修)
- 校舎以外の既存建物(主なものを示す)
- 仮設校舎

図3-5 校舎配置の比較検討

(3) 計画施設の予定規模

構造：鉄筋コンクリート造又は鉄骨造

規模：3階建て / 延床面積：約4,800㎡

(4) 構成諸室

通常学級 20室

特別支援学級 10室（1室0.5コマ）

多目的ルーム（多目的スペース）

管理諸室（校務センター、校長室、用務員室、保健室、印刷室、放送室、教育相談室等）

共用諸室（トイレ、倉庫・教材室、配膳等）

その他（少人数教室、国際教室、会議室、PTA会議室、児童クラブ、地域連携室等）

(5) ゾーニング計画

ア 新校舎には、普通教室、校務センター等管理諸室を中心に配置し、既存校舎には、特別教室、地域連携諸室及び児童クラブを中心に配置します。なお、地域開放や災害時に特別教室を利用することを想定し、エリア分けする平面計画とします。

イ 1階には防犯面等考慮し、主に校務センター等の管理諸室を設け、既存校舎1階には、夜間や休日利用を想定した、地域連携諸室を配置します。

ウ 新校舎2階以上の南側を中心に普通教室を、北側には多目的スペースなどを配置し、普通教室と一体利用しやすい、平面計画とします。

エ 階数については、3階又は4階の2案を検討しましたが、学校関係者の皆様へのヒアリングを踏まえ、4階建てと比較して上下階の移動距離が短く、同一階に多く普通教室が配置でき、将来の学級数の変化に対応しやすい3階建てとします。

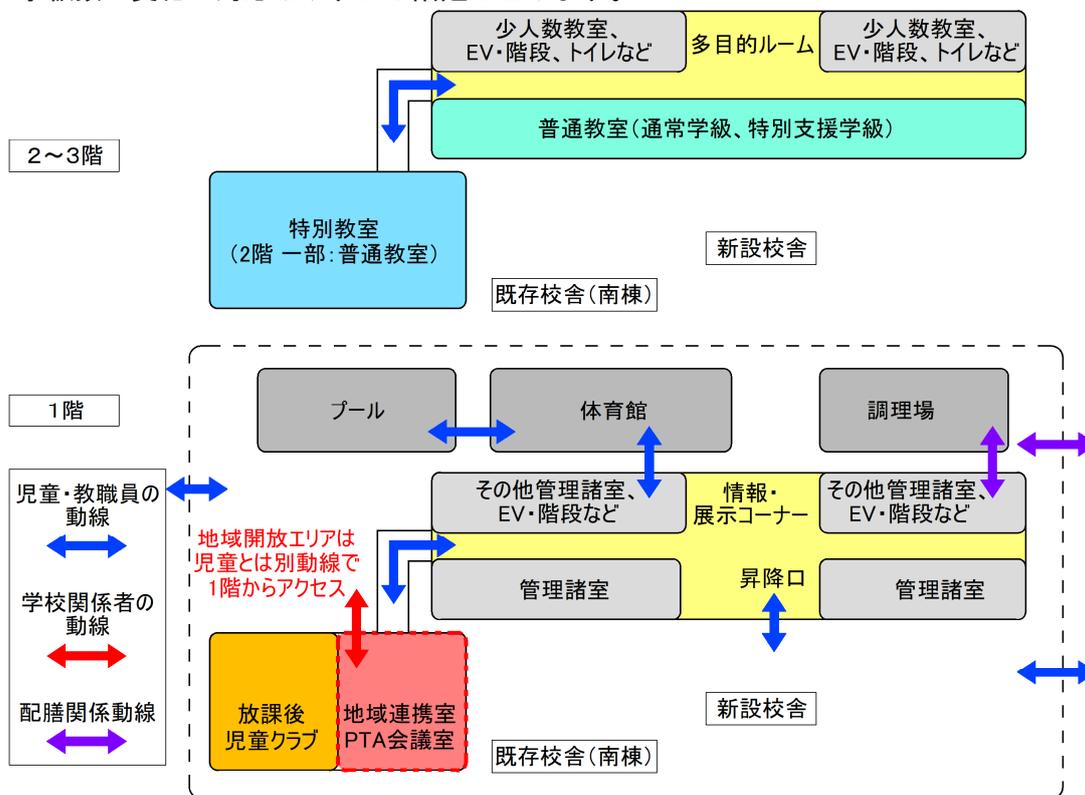
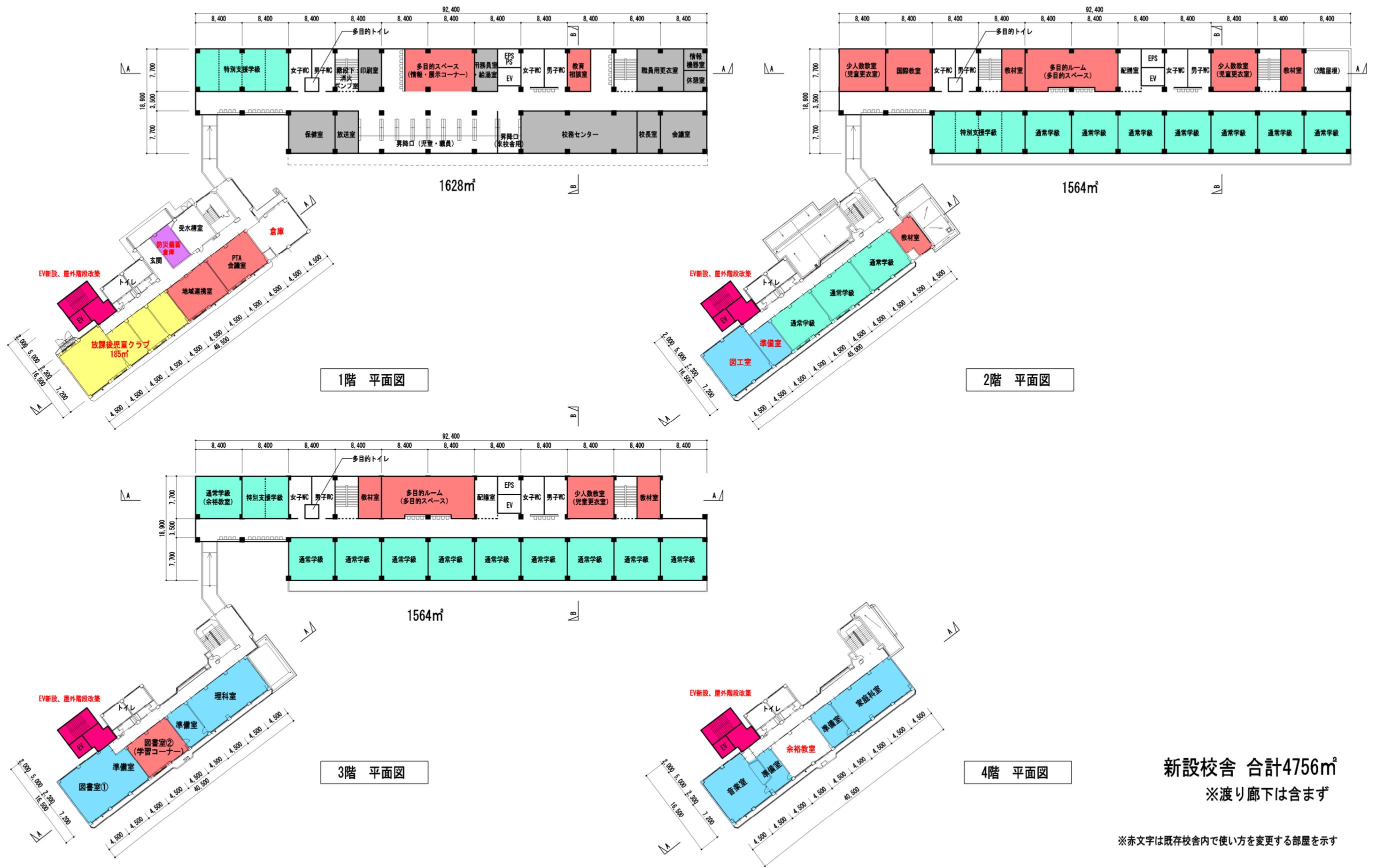


図3-6 ゾーニング計画

(6) 建物配置図・平面図・立面図・断面図



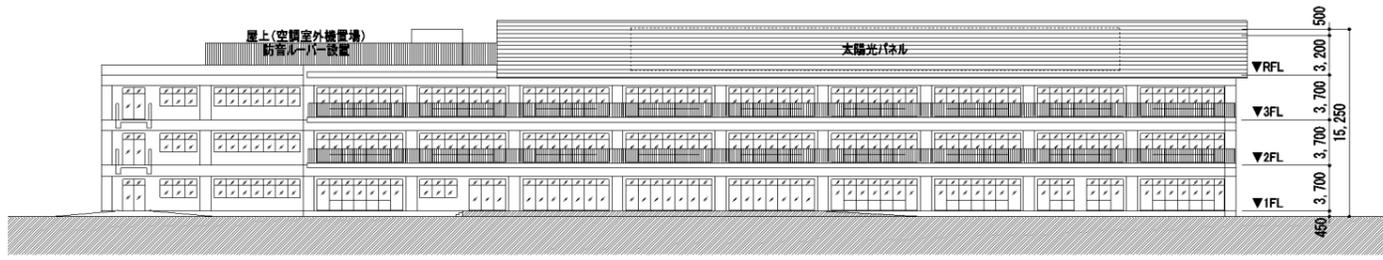
図3-7 配置図



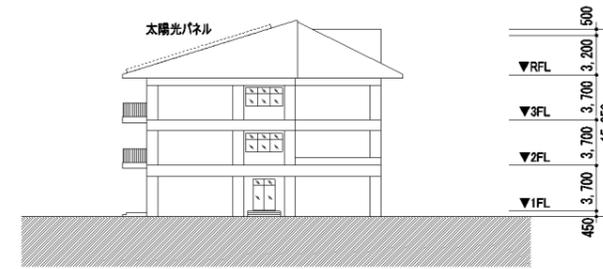
新設校舎 合計4756m²
 ※渡り廊下は含まず

※赤文字は既存校舎内で使い方を変更する部屋を示す

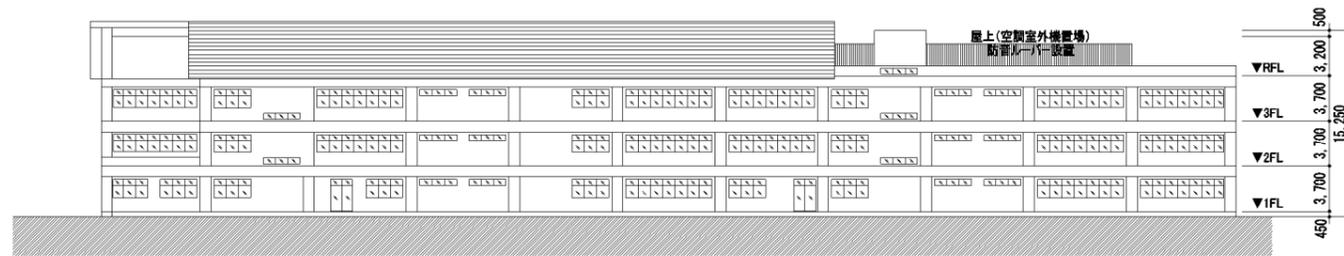
図3-8 平面図



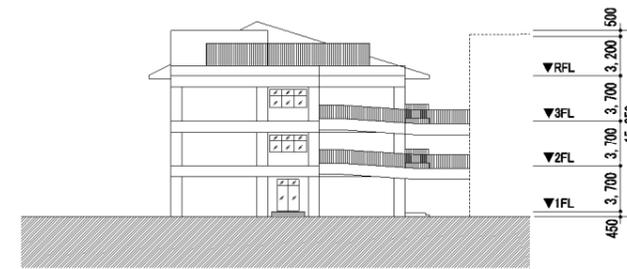
南側立面図



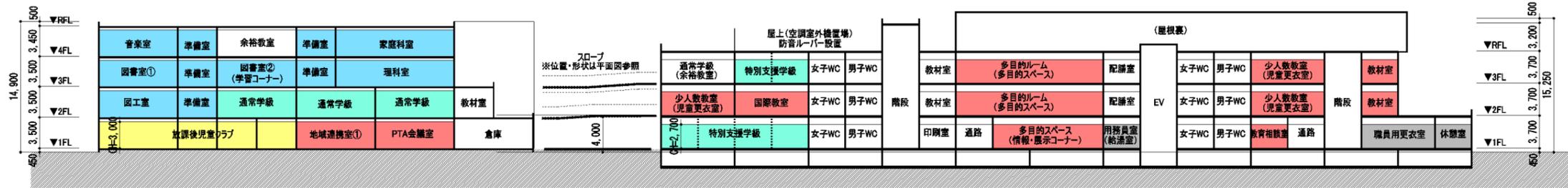
東側立面図



北側立面図



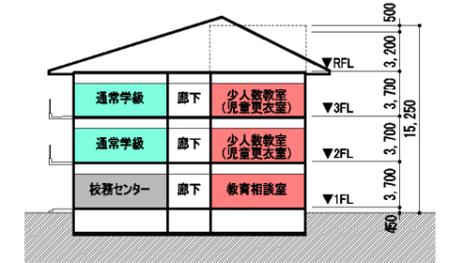
西側立面図



南棟

新設校舎

A-A断面図



新設校舎

B-B断面図

図3-9 立面図・断面図

(7) 事業スケジュール

表3-2 事業スケジュール

年度	令和5年度												令和6年度												令和7年度												令和8年度												令和9年度																																																																																																											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3																																																																																																
ステップ図													①													②													③													④													⑤																																																																																											
基本設計・解体設計	基本設計・解体設計																																																																																																																																																											
事業者選定業務													提案書作成、ヒアリング、見積り合せ等																																																																																																																																															
設計																									実施設計、計画通知 ※新設校舎																																																																																																																																			
解体工事・新設工事																									解体工事																								校舎新築工事																																																																																																											
仮設校舎	入札準備												実施設計、計画通知												仮設校舎設置工事												仮設校舎へ引っ越し リース開始																																																												仮設校舎除却																																																											
改修工事																																																	解体工事												改修工事（EV・階段）												改修工事（1~2階）																																																																																			

供用開始

※既存校舎の改修内容及びスケジュールについては、引き続き設計で検討する。
 なお、検討結果によっては、改修内容及びスケジュールに変動が生じる可能性がある。
 また、一部の諸室改修は新校舎建設後に実施する可能性がある。

(8) 建て替え手順の検討

工事期間別の動線を考慮し、建て替え手順の検討を行いました。

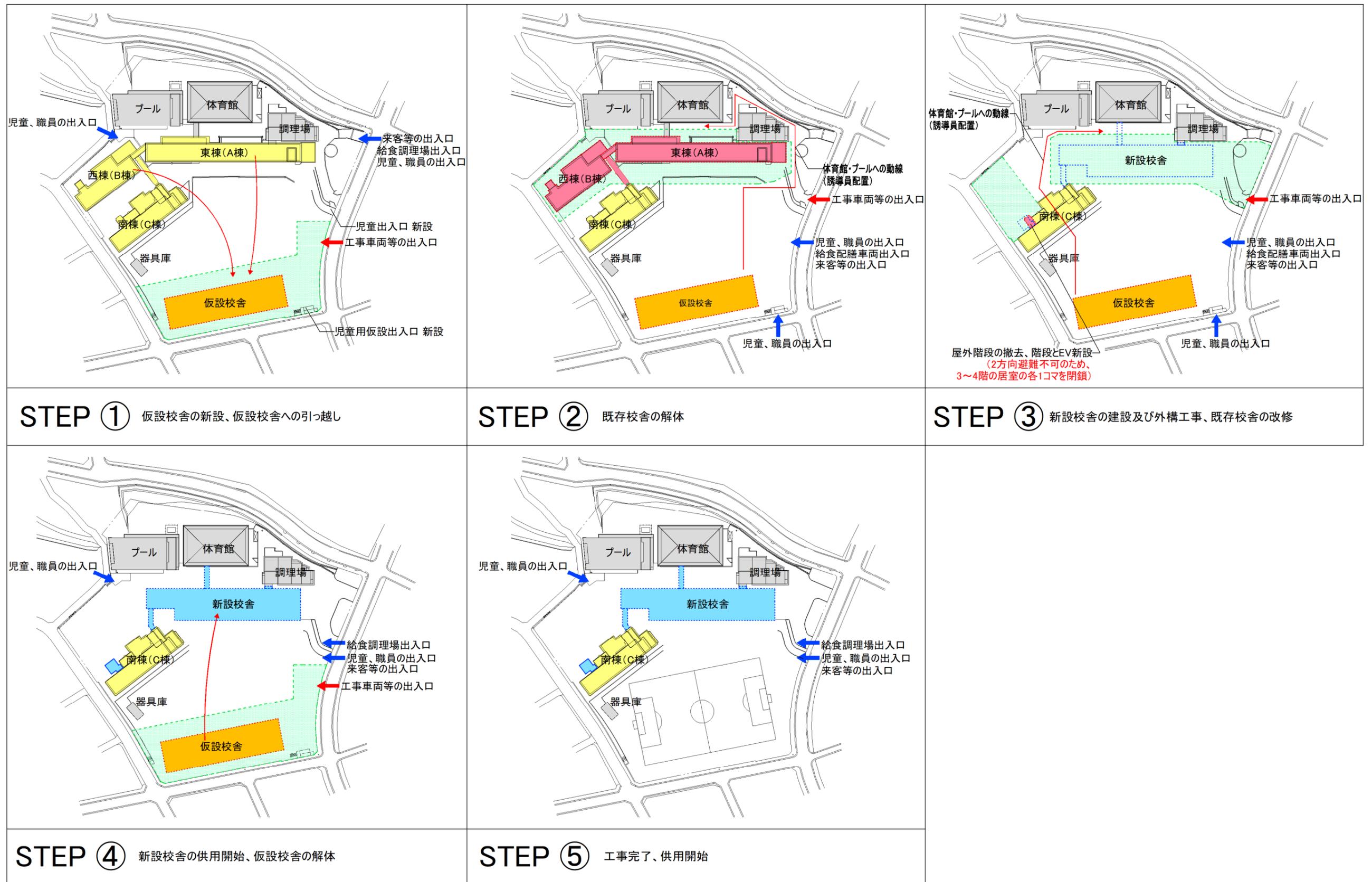


図 3-9 工事期間別の動線イメージ

令和5年（2023年）4月発行

編集・発行

厚木市教育委員会教育総務部教育施設課

〒243-8511 厚木市中町3-17-17

TEL : 046-225-2427